

仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
原子力災害対策編 P42 第2章 第1節 情報収集と連絡体制	2. 事故発生後の対応 (1) 通報連絡の受信等 ア 東北電力から事故等の発生の通報を受けた場合 市は、女川原発で事故等が発生した場合には、あらかじめ整備した体制に基づき、東北電力から通報を受ける。 市は、東北電力から通報を受けた場合、直ちに県と 連絡のうえ 、当面とるべき措置について協議する。 イ 市のモニタリングポスト等で空間放射線量率に大きな変動が生じた場合 市は、東北電力から通報がない状態において、市が設置しているモニタリングポスト等の空間放射線量率に大きな変動が生じた場合には、直ちに県及び東北電力に女川原発の状況を確認する。 ウ その他の原子力施設で事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合 市は、女川原発以外の原子力施設において事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれがある場合には、直ちに県と 連絡をとり 当面とるべき措置について協議する。 (2) 災害対策活動体制の発令 ア 情報連絡体制の強化の発令 市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又は国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、情報連絡体制の強化を発令する。 イ 災害警戒本部体制の発令 市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又は各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合、災害警戒本部体制を発令し、参集連絡を行う。 ウ 略 (3)～(4) 略	2. 事故発生後の対応 (1) 通報連絡の受信等 ア 東北電力等から事故等の発生の通報を受けた場合 市は、女川原発で事故等が発生した場合には、あらかじめ整備した体制に基づき、東北電力からの通報及び県からの連絡を受ける。 市は、東北電力からの通報及び県からの連絡を受けた場合、直ちに県と当面とるべき措置について協議する。 イ 市のモニタリングポスト等で空間放射線量率に大きな変動が生じた場合 市は、東北電力からの通報及び県からの連絡がない状態において、市が設置しているモニタリングポスト等の空間放射線量率に大きな変動が生じた場合には、直ちに県及び東北電力に女川原発の状況を確認する。 ウ その他の原子力施設で事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合 市は、女川原発以外の原子力施設において事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれがある場合には、直ちに県と当面とるべき措置について協議する。 (2) 災害対策活動体制の発令 ア 情報連絡体制の強化の発令 市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について の 通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、又は国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、情報連絡体制の強化を発令する。 イ 災害警戒本部体制の発令 市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について の 通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、又は各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合、災害警戒本部体制を発令し、参集連絡を行う。 ウ 略 (3)～(4) 略	宮城県地域防災計画修正に基づく修正
原子力災害対策編 P50 第2章 第3節 環境モニタリング	2. 事故発生後の対応 (1) 緊急時モニタリングの実施 ア 緊急時モニタリング準備体制の発令（施設敷地緊急事態の発生段階） 市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは平常時モニタリング結果より判断した場合、環境放射線モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング準備体制を発令する（災害警戒本部長）。 緊急時モニタリング準備体制では、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリングポストの監視を強化し、県等の関係機関のモニタリング結果の確認頻度を増やす。 空間放射線監視強化体制が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この体制を解除する。	2. 事故発生後の対応 (1) 緊急時モニタリングの実施 ア 緊急時モニタリング準備体制の発令（施設敷地緊急事態の発生段階） 市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について の 通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは平常時モニタリング結果より判断した場合、環境放射線モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング準備体制を発令する（災害警戒本部長）。 緊急時モニタリング準備体制では、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリングポストの監視を強化し、県等の関係機関のモニタリング結果の確認頻度を増やす。 空間放射線監視強化体制が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除され	宮城県地域防災計画修正に基づく修正

	<p>イ～ウ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>た場合に、この体制を解除する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p>	
<p>原子力災害対策編 P57</p> <p>第2章 第4節 退避・避難・避難受入れ</p>	<p>2. 事故発生後の対応</p> <p>2-1. 市民・来訪者の退避・避難</p> <p>(1) 屋内退避実施前の対応</p> <p>ア 災害対策活動体制の構築</p> <p>市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、応急対策を行うための防災組織体制をもって対処する。(第1章 第8節 1. 災害対策活動体制 参照)</p> <p>イ 空間放射線量の把握</p> <p>市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリングポストの監視を強化する。(第3節 2. 事故発生後の対応 (1) 緊急時モニタリングの実施 参照)</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 屋内退避の実施</p> <p>ア 屋内退避の準備の発令(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階)</p> <p>市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、屋内退避の準備を発令し(災害警戒本部長、災害対策本部長)、第2節の情報伝達体制により市民に伝達する。</p> <p>市民は、建物の気密性の確保や食料等の備蓄物資の準備を行い、屋内退避に備える。</p> <p>なお、屋内退避の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、屋内退避の準備を解除する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>2. 事故発生後の対応</p> <p>2-1. 市民・来訪者の退避・避難</p> <p>(1) 屋内退避実施前の対応</p> <p>ア 災害対策活動体制の構築</p> <p>市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について<u>の通報連絡及び県からの連絡</u>を受けた場合、応急対策を行うための防災組織体制をもって対処する。(第1章 第8節 1. 災害対策活動体制 参照)</p> <p>イ 空間放射線量の把握</p> <p>市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について<u>の通報連絡及び県からの連絡</u>を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリングポストの監視を強化する。(第3節 2. 事故発生後の対応 (1) 緊急時モニタリングの実施 参照)</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 屋内退避の実施</p> <p>ア 屋内退避の準備の発令(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階)</p> <p>市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生について<u>の通報連絡及び県からの連絡</u>を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、屋内退避の準備を発令し(災害警戒本部長、災害対策本部長)、第2節の情報伝達体制により市民に伝達する。</p> <p>市民は、建物の気密性の確保や食料等の備蓄物資の準備を行い、屋内退避に備える。</p> <p>なお、屋内退避の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、屋内退避の準備を解除する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>宮城県地域防災計画修正に基づく修正</p>
<p>原子力災害対策編 P64 - 66</p> <p>第2章 第5節 被ばく対策</p>	<p>1. 平時の備え</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 医療機関等における検査・原子力災害医療体制の整備</p> <p>県の計画では、県が国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとされている。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとされている。</p> <p>市は、避難施設等における避難退域時検査及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超えた市民等及び他市からの避難者を対象として、県と連携し、<u>初期被ばく医療機関</u>等に搬送するために必要な対応を定める。また、県が国の指針を踏まえて行う<u>初期被ばく医療機関</u>の原子力災害医療に協力するため、必要に応じて体制整備を図るものとする。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>2. 事故発生後の対応</p>	<p>1. 平時の備え</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 医療機関等における検査・原子力災害医療体制の整備</p> <p>県の計画では、県が国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとされている。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとされている。</p> <p>市は、避難施設等における避難退域時検査及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超えた市民等及び他市からの避難者を対象として、県と連携し、<u>原子力災害拠点病院</u>等に搬送するために必要な対応を定める。また、県が国の指針を踏まえて行う<u>原子力災害拠点病院</u>の原子力災害医療に協力するため、必要に応じて体制整備を図るものとする。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>2. 事故発生後の対応</p>	<p>宮城県地域防災計画修正に基づく修正</p>

(1) 安定ヨウ素剤の運用

安定ヨウ素剤の予防服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県の指示、あるいは市町村の独自の判断に基づいて実施することとされている。

ア 安定ヨウ素剤服用準備体制の発令

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、あらかじめ定めた運用体制に従い、安定ヨウ素剤の予防服用の資機材の確認や配布、服用の手順の確認等を行う、安定ヨウ素剤服用準備体制を発令する（災害対策本部長）。また、第2節の情報伝達体制により、安定ヨウ素剤の予防服用の指示に至る可能性があることについて市民等に周知する。

なお、予防服用の指示後、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この準備体制を解除する。

イ 略

(2) 避難退域時検査の実施

市は、あらかじめ検討した体制により、県及びその他関係機関が実施する避難退域時検査及び簡易除染に協力し、事故発生後に必要に応じ避難施設等に救護所を併設し、避難退域時検査を実施する。避難退域時検査及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超え、**初期被ばく医療機関等**に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施する。

避難退域時検査を実施する時期は、次の通りとする。

ア 他市からの避難者への対応

全面緊急事態に至り、UPZからの避難者を受け入れる場合において実施する。

イ 市民等の避難者への対応

全面緊急事態発生後、放射性物質が大量放出する事態に至り、緊急時モニタリングの結果から市民等が計画的に避難する必要がある場合に実施する。

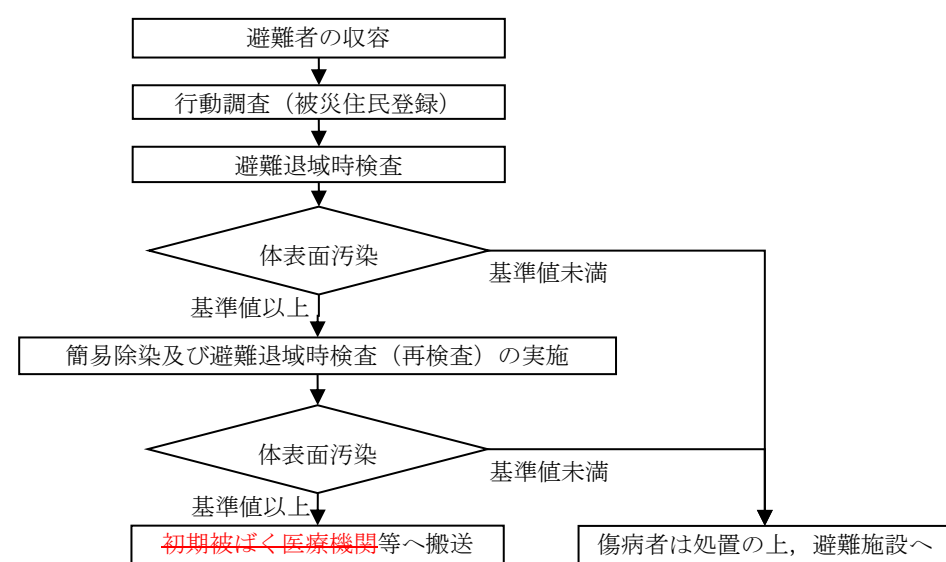


図 2.5-3 避難所における避難退域時検査の実施フロー

(3) 医療機関等における検査・原子力災害医療の実施

県の計画では、必要に応じて被ばく患者を県保健福祉事務所や初期被ばく医療機関へ搬送し、更に専門的な医療が必要となった場合には、**被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療**

(1) 安定ヨウ素剤の運用

安定ヨウ素剤の予防服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県の指示、あるいは市町村の独自の判断に基づいて実施することとされている。

ア 安定ヨウ素剤服用準備体制の発令

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生についての通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、あらかじめ定めた運用体制に従い、安定ヨウ素剤の予防服用の資機材の確認や配布、服用の手順の確認等を行う、安定ヨウ素剤服用準備体制を発令する（災害対策本部長）。また、第2節の情報伝達体制により、安定ヨウ素剤の予防服用の指示に至る可能性があることについて市民等に周知する。

なお、予防服用の指示後、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この準備体制を解除する。

イ 略

(2) 避難退域時検査の実施

市は、あらかじめ検討した体制により、県及びその他関係機関が実施する避難退域時検査及び簡易除染に協力し、事故発生後に必要に応じ避難施設等に救護所を併設し、避難退域時検査を実施する。避難退域時検査及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超え、**原子力災害拠点病院等**に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施する。

避難退域時検査を実施する時期は、次の通りとする。

ア 他市からの避難者への対応

全面緊急事態に至り、UPZからの避難者を受け入れる場合において実施する。

イ 市民等の避難者への対応

全面緊急事態発生後、放射性物質が大量放出する事態に至り、緊急時モニタリングの結果から市民等が計画的に避難する必要がある場合に実施する。

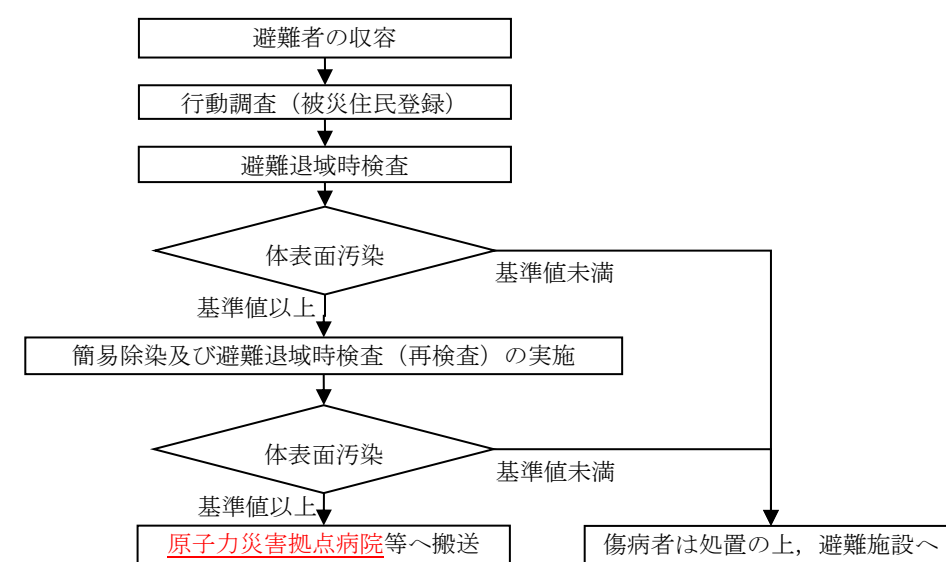


図 2.5-3 避難所における避難退域時検査の実施フロー

(3) 医療機関等における検査・原子力災害医療の実施

県の計画では、**原子力災害拠点病院が汚染の有無に関わらず搬送された傷病者を受け入れて、被ばくがある場合には適切な診療等を行い**、更に専門的な医療が必要となった場合には、高度被ばく医療支援センターに搬送するものとされている。

	<p>機関又は弘前大学及び放射線医学総合研究所の高度被ばく医療支援センターに搬送するものとされている。</p> <p>市は、避難施設等における避難退域時検査の結果、原子力災害医療を要すると認められる市民等及び他市からの避難者を初期被ばく医療機関等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施する。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>市は、避難施設等における避難退域時検査の結果、原子力災害医療を要すると認められる市民等及び他市からの避難者を原子力災害拠点病院等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施する。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	
--	---	---	--